

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(加)			
1	事業内容に関する事項	1					事業契約の締結及びサービス購入費支払いに関する議会における債務負担行為の承認はいつどのような形で行われる予定でしょうか。事業者(応募者)はどのような形でそれを確認することが可能でしょうか？	国庫債務負担行為については、平成16年度政府予算案として今国会に提出されています。同案のPFI関連抜粋が「内閣府PFI」のホームページに掲載されています。	
2	什器・備品等の調達	2	1	1	5	ア	事業者の業務範囲に、施設の整備・維持管理に係る什器や備品の調達は含まれないのでしょうか。	什器、備品の調達については、要求水準書案によるものとします。	
3	備品整備業務	2	1	1	5	ア	イ	建設業務の中に備品整備業務(据付のものは除く)は含まれないと考えてよろしいですか。	No.2の回答を参照してください。
4	資料編の図面に関して	2	1	1	5	ア	イ	要求水準書(案)に記載されている全ての什器、備品(家具、書架、IT機器、自販機等)の調達も事業者の業務であり、施設整備費に含まれるのでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
5	大規模修繕業務	2	1	1	5	イ		事業者の業務範囲に、施設の大規模修繕業務は含まれないのでしょうか。また、大規模修繕の定義をご教示ください。	事業期間中、要求水準書案に示す水準を満たすための全ての修繕は、業務範囲に含まれます。なお、事業期間中にいわゆる大規模修繕を行うことは想定していません。
6	大規模修繕業務	2	1	1	5	イ	ア	修繕業務には、大規模修繕業務は含まれないと考えてよろしいですか。	No.5の回答を参照してください。
7	大規模修繕業務	2	1	1	5	イ	ア	業務の範囲に關しまして大規模修繕業務の記載がありませんが、大規模修繕業務は事業者の行う業務の対象外と考えて宜しいでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
8	維持管理業務	2	1	1	5	イ	ア	修繕業務には、大規模修繕業務は含まれるのでしょうか。また、什器・備品の更新も含まれるのでしょうか。	No.2.5の回答を参照してください。
9	引越し業務	2	1	1	5			本事業には、旧庁舎から新庁舎への引越し業務は含まれないと考えてよろしいですか。	引越し業務は含まれません。
10	事業の概要	2	1	1	5			特別目的会社(SPC)の設立場所に指定はありますでしょうか。	SPCの設立場所の指定はございません。
11	サービス購入費の支払い	3	1	1	6	ウ		「その他費用」について、その支払方法は後日とありますが、具体的な項目を明示願います。	SPCが負担する公租公課、SPCの運営経費等が含まれます。詳細については入札公告時に示します。
12	サービス購入費の支払い	3	1	1	6	ウ		「その他費用」とは具体的にどのような費用を想定しているのでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
13	サービス購入費の支払い	3	1	1	6	ウ		「その他費用」についてどのような項目をお考えが御教示下さい。	No.11の回答を参照してください。
14	サービス購入費の支払い	3	1	1	6	ウ		サービス購入費の支払いについて「その他の費用」とありますが、具体的にはどのような費用をお考えですか。	No.11の回答を参照してください。
15	サービス購入費の支払い	3	1	1	6	ウ		その他費用とは具体的にどのようなものを指しますか。	No.11の回答を参照してください。
16	サービス購入費の支払い	3	1	1	6			施設整備費には、金利は含まれているのでしょうか？ 又は、金利はその他費用に含まれるのでしょうか？ その他費用として想定されるものを具体的にご教示下さい。	施設整備費には割賦金利が含まれることを想定しています。その他費用についてはNo.11の回答を参照してください。
17	事業方式	3	1	1	7			施設の建設後の引渡先及び所有形態(区分所有、一部賃貸など両庁舎及び法務省、国土交通省の関係)について御教示下さい	施設完成後、SPCは発注者である北海道開発局に引き渡していただきます。その後、国の内部手続きを経て法務省の所有となります。
18	事業方式	3	1	1	7			不動産取得税は非課税であり、事業者は負担することがないと理解してよろしいでしょうか。	事業者は不動産取得税を課税されないことを想定していますが、詳細は入札公告時に示します。
19	事業方式	3	1	1	7			BTO方式によるとのことですが、施設の保存登記は国が行われますか、あるいは事業者が行って国に移転登記するのでしょうか。また、登録免許税はどちらの負担となりますか。	必要があれば法務省が自らの費用で行うため、SPCが登記することは想定していません。
20	事業方式	3	1	1	7			BTO方式によるとのことですが、施設は国が原始取得者となり、事業者は不動産取得税は課されないと考えてよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照してください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(カ)			
21	不動産取得税について	3	1	1	7			本事業はBTO方式ということで、竣工後、国に施設所有権が移転されますが、不動産取得税については事業者には課税されない、との理解で宜しいでしょうか？また、もし課税される場合、国の負担として頂くのが、妥当だと存じますが、国のお考えをご教示下さい。(いずれにしても事業者の工夫で不可避の公租公課については、入札者間で不公平が生じないような手当てを希望致します。)	No.18の回答を参照してください。
22	事業期間終了時の措置	3	1	1	9			本施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならないとありますが、経年劣化等を考慮した状態の保持との理解で宜しいですか。	経年劣化を含めて要求水準を下回らないことが要求されます。
23	事業期間終了時の措置	3	1	1	9			事業終了時に本施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない及び「リスク分担表」資料2の 57においてもSPCの費用負担とありますが、施設を引渡す前に設備機器の更新(設備機器等で計画更新時期が15年目のものもある)などの大規模な修繕を計画する必要がありますか。	事業終了時点において、要求水準を満たすよう修繕を計画する必要があります。
24	事業スケジュール	3	1	1	10	ア		本事業における権利移転時期と供用開始時期(平成18年10月)との間に差異はあるのでしょうか。	権利移転後、平成18年10月初めに引越しを行い、供用を開始することを想定しています。
25	事業スケジュール	3	1	1	10			なんらかの理由によって供用開始が遅れた場合、維持管理期間の終了時期(平成31年3月31日予定)も、同様に後ろにずれるという理解でよろしいでしょうか？	債務負担行為には期限があるため、供用開始が遅れたとしても、事業期間の延長はございません。
26	官庁施設整備等の基本的考え方	3	1	2				庁舎整備に当たっては「地域と連携したまちづくりへの貢献」と記載されていますが、景観の調和以外に、機能面でどのような貢献が期待されているのでしょうか。	具体的には要求水準書案を参照して下さい。
27	評価の基準	4	1	4	1			「財政負担が同一水準」とはどの程度のレベルと御判断されるのですか。PSCあるいはPFIのLCCとして算定される額以下と判断してよろしいでしょうか。	本事業をPFI事業で実施した場合の国の事業期間中の財政負担額を現在価値に換算した額と従来方式で実施した場合の国の事業期間中の財政負担額を現在価値に換算した額が同一水準であることを指します。
28	特定事業の選定	8	2	3	4			特定事業として選定される指針あるいは評価基準など選定に当たってお考えを、できるだけ具体的に御教示下さい。	VFM分析にあたっては「VFMに関するガイドライン」の考え方により、評価基準等については別途公表する特定事業の選定にあたっての客観的評価によるものとします。
29	基本協定の締結	9	2	3	12			グループで応募する場合、基本協定の締結は北海道開発局と代表企業が行うとの理解でよろしいでしょうか？	基本協定の落札者側の当事者は代表企業及び構成員です。
30	応募者の参加資格要件	10	2	4	1	ア		「応募者は、次のウに掲げる業務のほか本事業に係る業務に携わることを予定する、複数の企業によって構成されるグループ、の」とありますが、ウに掲げる業務以外に本事業に係る企業、例えば資材・機器を納入する商社等が応募グループの構成企業に参画することは可能でしょうか。	代表企業、構成員及び協力会社は、第2・4・(1)・ウに掲げる業務のいずれかを実施する必要があります。
31	応募者の構成等	10	2	4	1	ア		「ウに掲げる業務のほか本事業に係る業務」の「ほか本事業に係る業務」とは具体的にどのような業務を想定しているのでしょうか。	本事業の全体調整業務等の事業推進に必要とされる業務を想定しています。
32	SPCの株式譲渡予約について	10	2	4	1	ア	イ	「国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分は行ってはならないこと」とありますが、金融機関が融資する際の担保として、SPCの株式を金融機関に譲渡予約することは承認して頂けるという認識でよろしいでしょうか？(これが不可の場合、ほとんどの金融機関はプロジェクトファイナンスとして、SPCに融資することが出来ません。)	ご理解の通りです。なお、実際に譲渡予約権等が行使される際、具体的な株式の譲受人が特定されたところで、改めて国の承諾を得る必要があります。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(加)			
33	SPC株式の質権について	10	2	4	1	イ	イ	SPC株式の担保権等の設定が「国による事前の書面による承諾がある場合を除き、一切行ってはならない」との趣旨の記載がありますが、SPCが本事業のために必要な資金の調達するため、金融機関が当該株式に質権を設定することについて、基本的に国は「書面による事前の承諾」を行うとの理解でよろしいでしょうか？	No.32の回答を参照下さい。
34	応募者の構成等	10	2	4	1	イ	イ	SPCに融資を行う金融機関に対する株式の質権設定への承諾は、国によって合理的な理由なく留保されることはないと考えてよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照下さい。
35	応募者の参加資格要件	10	2	4	1	イ	ア	「代表企業…、かつ、応募グループ以外の株主の…」と記載ありますが、応募グループ以外でSPCに出資だけ行う企業の存在は認められると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、代表企業及び構成員が全議決権の2分の1を超え、かつ、応募グループ以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないことが条件です。
36	第三の出資者	10	2	4	1	イ	ア	代表者や構成員以外の第三者がSPCに出資をする場合、当該出資者の具体名称はどの時点で示せば良いのでしょうか	第二次審査資料提出時点で明確にさせていただく予定です。詳細は入札公告時に示します。
37	設置場所について	10	2	4	1	イ		株式会社として設立するSPCの設置場所(登記上の住所)について、国は一定の制限を設ける予定なのでしょうか？	No.10の回答を参照してください。
38	SPCの設立場所について	10	2	4	1	イ		SPCの設立場所に指定はありませんでしょうか？	No.10の回答を参照してください。
39	応募者の構成等	10	2	4	1	イ		SPCの株主は1社(代表企業)のみでも差し支えないでしょうか。	第2・4・(1)に示した条件を満たす限りにおいて差し支えありません。
40	応募者の構成等	10	2	4	1	イ		SPCの資本金に制限はございますでしょうか。 (商法上の最低資本金をクリアしていれば差し支えないでしょうか。)	SPCの資本金額についての制限を設けることは想定していません。
41	業務の兼任について	10	2	4	1	ウ		同一の者又は相互に資本金若しくは人事面において、関連のある者が工事監理業務と設計業務をかねることが出来ますでしょうか？	可能です。
42	応募者の構成等	10	2	4	1	ウ		「(ア)設計業務から(イ)維持管理業務」は2頁の(5)事業の概要「ア施設整備業務(ア)設計業務からイ維持管理業務(オ)警備業務」と全く同じ業務を意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。
43	応募者の構成等	10	2	4	1	ウ		「各業務は、業務範囲を明確にした上で」とは具体的にどのようなことでしょうか。例えば、建設業務を複数の企業によるJV方式(比率分担)で行う場合、業務範囲は明確といえるのでしょうか。	No.60の回答を参照してください。
44	応募者の参加資格要件	10	2	4	1	ウ		「応募者は…下記いずれかの業務に携わるかを明らかにするものとする。」とありますが、(ア)設計業務(イ)工事監理業務(ウ)建設業務(エ)維持管理業務以外に本事業遂行に必要な業務(全体マネジメント業務、コンサルタント業務等)により、構成員として参加することは可能でしょうか。	No.30の回答を参照下さい。なお、第2・4・(1)・ウに掲げる業務のいずれかを実施する企業が、第2・4・(1)・ウに掲げる業務の他に事業推進に必要とされる業務を併せて行うことは妨げません。
45	応募者の構成等	10	2	4	1	ウ		応募グループの構成員のうち、出資を予定しない構成員と協力会社とは、どのように区分して考えればよいのでしょうか。	SPCに出資しない構成員は存在しません。
46	応募者の構成等	10	2	4	1	ウ		協力会社が業務を受託するにあたっては、直接SPCと契約を締結する必要がありますでしょうか。	ご理解の通りです。
47	応募者の構成等	10	2	4	1	ウ		(ア)設計業務、(イ)工事監理業務、(ウ)建設業務、(エ)維持管理業務のいずれにも直接的には携わらない企業(例えばファイナンス担当企業等)が構成員、又は協力会社になることは差し支えないと考えて宜しいでしょうか。	No.30の回答を参照下さい。
48	構成員等の変更	10	2	4	1	エ		構成員等の変更が検討される「やむを得ない事情」について、具体的な事態の想定があればご教示ください。	構成員等の合併等が想定されますが、原則変更を認めていません。
49	応募者の構成等	10	2	4	1	エ		「やむを得ない事情が生じた場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。	No.48の回答を参照してください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(加)			
50	応募グループ構成員の変更	10	2	4	1	エ		代表企業、構成員、協力会社の変更を認めるやむを得ない事情とは具体的にはどのような事情を想定しますか。15年の間に構成員の財務的状況が変化したときに構成員の変更は可能でしょうか。	財務的状況の変化等について「国」がその事情について検討の上、その可否を決定するものとします。
51	応募者の参加資格要件について	11	2	4	2	ア		ファイナンス担当企業が、構成員として参加する場合の資格要件は、「第2-4-(2)-ア代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件」に記載されている条項以外にないという理解でよろしいでしょうか？また、当該企業が代表企業として参加する場合も同様の理解でよろしいでしょうか？(もし他に資格要件を求められるなら、ご教示頂きますようお願い致します。)	No.30の回答を参照下さい。
52	応募者の参加資格要件	11	2	4	2	ア		1つの業務を複数企業で分担する場合には、同業務につき少なくとも1つの企業が参加資格要件を満たせばよいものと判断してよろしいですか。	第2・4・(2)の参加資格要件は、全ての企業が満たしていなければなりません。
53	代表企業、構成員、及び協力会社に共通の参加資格要件	11	2	4	2	ア	オ	Aグループの協力会社が代表企業に虚偽の申告をし、別であるBグループにも協力会社として登録した場合、A、Bグループは入札参加資格を失うでしょうか。	ご理解の通りです。
54	設計企業の参加資格要件	11	2	4	2	イ	ア	北海道開発局は札幌支店の名前で指名願を提出しています。札幌支店長への委任をする形をとっています。各技術者は本社の社員でよろしいでしょうか、お示ください。	ご理解の通りですが、詳細は入札公告時に示します。
55	設計企業の参加資格要件	12	2	4	2	イ	ウ	各技術者の一部は実績要件を満たす協力事務所でよろしいでしょうか、お示ください。	詳細は入札公告時に示します。
56	設計企業の参加資格要件	12	2	4	2	イ	エ	管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任、担当技術者、積算主任担当技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者の実績要件の建物用途・床面積・階数、及びその他等をお示ください。	詳細は入札公告時に示します。
57	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	建設企業の参加資格要件において、建築1200点以上となっていますが、代表企業以外の他の(建築)構成員についても、1200点以上の経営事項評価点数であることが要求されているのでしょうか。ご回答をお願い致します。	S P Cから直接、建築工事を受託又は請負う者が1200点以上である必要があります。
58	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	建設業務をJVにより複数企業で行う場合には、1社が経営事項評価点数の条件をクリアしていればよろしいのでしょうか。	JVとして経営事項評価点数を満たしている必要がありますが、詳細は入札公告時に示します。
59	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	「次の各工事に携わる建設企業は、…」とありますが、建設企業を複数の企業で構成する場合、各企業とも参加資格要件(建築1,200点以上、電気1,010点以上、管910点以上)を満たしていなければならないのでしょうか？それとも、参加資格要件を満たした企業が含まれていれば、他の構成企業は参加資格を満たしていなくてもかまわないのでしょうか？	建築、電気、管のそれぞれの工事をを行う者が、それぞれの点数を満たしていれば結構です。
60	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	経常建設共同企業体等での参加は可能でしょうか、お伺い致します。	協力会社としての参加は可能ですが、代表企業または構成員としての参加は認めません。詳細は入札公告時に示します。
61	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	経営事項評価点数とは、「経営事項審査結果通知書の総合評点(P)」ではなく、「北海道開発局の資格決定通知書の経営事項評価点数」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
62	経営事項評価点数の確認	12	2	4	2	エ	イ	経営事項評価点数において、建築1,200点以上・電気1,010点以上・管910点以上となっておりますが、この点数は経営事項審査結果通知書の総合評点でしょうか。	No.61の回答を参照してください。
63	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	「建築」、「電気」、「管」の各経営事項評価点数を満たす複数の建設企業からなる企業体による応募も可能と理解してよろしいでしょうか。	No.59の回答を参照してください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(か)			
64	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	建設企業が単独の場合、建築、電気、管工事の経営事項評価点数のすべてを満たしている必要があるのでしょうか。	ご理解の通りです。
65	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ	イ	建設企業が、建築、電気、管工事の経営事項評価点数の一部しか満たさない場合には、要件を満たす複数の企業と組む必要があるのでしょうか。	要件を満たす社と組む必要があります。
66	建設企業の参加資格要件	12	2	4	2	エ		建設業務を複数の建設企業で行う場合には、複数企業全体で本要件を満たしていればよいという理解で宜しいでしょうか。 (例えば、建築1200点以上だが電気・管の資格はない建築会社と、電気1010点・管910点以上だが建築の資格はない設備会社の組み合わせによる参加)	ご理解の通りです。
67	建設企業の構成員選定のタイミングについて	12	2	4	2	エ		経営事項評価点数が建築1,200点以上の企業が代表企業又は構成員として応募を行い、落札後において、経営事項評価点数が電気1,010点以上・管910点以上の企業を事後的に構成員あるいは協力企業として選定することも可能でしょうか？	第一次審査時点で明らかにする必要があります。詳細については入札公告時に示します。
68	民間事業者の募集及び選定に関する事項	13	2	5	5	ア		各技術者の実績要件は、第二次審査の評価点数に加算されるのでしょうか、お示しください。	競争参加資格要件であり、第二次審査において加点評価とすることは予定しておりません。
69	提案の審査方法	13	2	5				本事業が、第二次審査資料提出後に特定事業の選定を取り消された場合の本事業の継続についてのお考えをお示し下さい。	未定です。
70	参加報酬について	13	2	5				PFI事業として実施することが適当でないと判断された場合、応募者に対する資料作成に掛かった費用としての参加報酬は支払われませんか。	そのような報酬は支払われません。
71	審査方法について	13	2	5	5			審査は、提出した提出物及びヒアリングがある場合は、ヒアリングも含めて、それらの資料で審査され、審査中に追加資料の提出を求められることは無いと考えてよろしいでしょうか。	追加資料の提出を求めることは想定していませんが、詳細は入札公告時に示します。
72	著作物の公開について	14	2	5	6			提出物が情報公開請求により公開される場合、応募者の手法、ノウハウが特定できる部分は公表されないことが通例になっていますが、今回もそのように考えてよろしいでしょうか。又、その部分の選定は応募者ができると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、公表しない部分の選定は北海道開発局との協議によります。
73	SPCの責任の履行	15	3	3				(1)、(2)について保証金額を提示願います。また、例えば資金調達費用(支払い金利等)はサービス購入費に反映していただけるのでしょうか。 (3)は事業全体の保証を求めているのですか。付保対応できる保険会社等のリストを提示いただけますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。また、付保対応できる保険会社等については提示できません。
74	SPCの責任の履行	15	3	3	1			契約保証金を納付する場合は請負金の何パーセント納付をお考えですか。	入札公告時に示します。
75	SPCの責任の履行に関する事項	15	3	3				“契約保証金の納付”・“国債証券等の提供”・“履行保証保険付保”等事業者課される措置につきまして、各措置毎にその条件をご提示いただけますでしょうか。(具体的には金額、対象期間等をご教示ください)	入札公告時に示します。
76	契約の履行を確保するための保証内容	15	3	3				契約の履行を確保するため契約保証金や履行保証保険等の金額・期間等について具体的な内容をご教示ください。	入札公告時に示します。
77	責任の履行に関して	15	3	3				「以下のいずれかの方法による保証を求めることを予定している」との記載がありますが、提示されている、四つの選択肢から「国が選択」するのではなく、「事業者(応募者)が選択する」とこととなるの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。詳細は入札公告時に示します。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(加)			
78	履行保証保険	15	3	3	4			建設企業が行う建設請負工事に関する履行保証保険とは、建設企業(JVの場合スポンサーでも可)が建設期間において建設請負工事額を対象にかける履行保証保険と考えてよろしいですか。この場合の保険付保は何パーセントを想定していますか。	詳細は入札公告時に示します。
79	国の監視によるサービス購入費の減額について	16	3	4	1			SPCの実施した業務が要求水準書の内容を満たしていない場合、「国」は、サービス購入費を減額できるものとありますが、施設整備の部分が、要求水準を満たしている場合、減額されるのは維持管理に係る部分のみで、施設整備費は減額対象外という理解でよろしいでしょうか？	基本的に施設整備費の減額はありますが、建物引渡時点において、第二次審査で提案された事項が達成されない場合については、減額の対象となります。
80	サービス購入費の減額	16	3	4	1			国の監視の結果、減額されるサービス購入料は維持管理に関する部分のみと考えてよろしいでしょうか。	No.79の回答を参照してください。
81	事業実施状況の監視	16	3	4				要求水準書の内容等を満たしていない場合、サービス購入費を減額できるとあるが、経年に伴い施設が劣化し、職員や来庁者等の利便性・快適性・安全性が確保できなくなった場合は減額の対象外であるとの理解で宜しいですか。	No.22の回答を参照してください。
82	維持管理に関して	17	3	4	3	イ		国は「サービス購入費の減額」「国に損害が生じた場合はSPCに対し損害賠償を行うことができる」との趣旨の記載がありますが、具体的な規定(どのような場合、どのような金額)についてご教示ください。	入札公告時に示します。
83	本事業終了時の監視	17	3	4	2	ウ	ア	事業終了前に北海道開発局による要求水準書等に基づいた検査を行うとありますが、要求水準書以外の基準にはどのようなものがあるのでしょうか。また、内装材・外装材等において、経年劣化により要求水準書の初期性能を満足しないことが予想されますが、このような場合の判断基準がある場合はご教示ください。	SPCが要求水準書に基づいて作成した一切の書類、図面等を含みます。経年劣化の考え方については、No.22の回答を参照してください。
84	事業の解除に関して	17	3	4	3	エ		事業契約解除の場合、「違約金」「サービス購入費の割賦部分の扱い」についてご教示ください。	入札公告時に示します。
85	財務状況等の監視	18	3	4	4	ア		事業契約の規定に基づき、SPCが付保することを求められる保険を具体的に明示いただけますでしょうか。また、事業契約の規定とは、今後公表される本事業の事業契約書(案)のことを指しているとの理解で宜しいでしょうか。	保険の内容についての詳細は入札公告時に示します。事業契約の規定とは入札公告時に公表される事業契約書(案)に基づき締結される事業契約書のことを指しています。
86	施設の規模等	19	4	1				約500%の容積(約15,000㎡以上)が余剰となりますが、この容積を今後増築等で活用するなどのお考えがあれば御教示下さい。	現時点では、今後増築等を行う予定はありません。
87	土地の取得等に関する事項	19	4	3				「本事業に必要な範囲」とは具体的にどのようなことでしょうか。事業用地全体を事業者の判断で利用できる、との理解でよろしいでしょうか。	建設期間中は当該敷地を無償で使用できるものとします。詳細は入札公告時に示します。
88	土地の取得等に関する事項	19	4	3				本事業の敷地面積(3,198㎡)のすべてがSPCに無償貸与され、使用できると理解してよろしいでしょうか。	No.87の回答を参照してください。
89	土地の取得等に関する事項	19	4	3				事業用地をSPCが無償で使用するに際し、国とSPCの間で使用貸借契約を締結するのでしょうか。	国有財産無償貸付契約を締結する予定です。
90	違約金又は損害賠償の請求	20	6	2	1	ウ		事業の継続が困難になった場合に「違約金又は損害賠償」が請求される旨の記載がありますが、違約金と損害賠償はどのように区分されるのでしょうか。	損害賠償は、実際に生じた損害を賠償するものです。違約金は、実際に損害が生じたか否かにかかわらず、債務不履行のペナルティとして支払われるものです。どのような場合に違約金が支払われるかは、入札公告時に示します。
91	事業の継続が困難になった場合の措置	20	6	2				維持管理期間中に事業契約が解除された場合の施設整備費に対する支払いは担保されるものとの理解でよろしいですか。又その場合の支払方法について具体的にご提示ください。	施設整備費については、支払う予定です。詳細は入札公告時に示します。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(加)			
92	不可抗力の定義	21	6	3	4			不可抗力の定義については、入札説明書等で具体的に例示いただけるのですか。	入札公告時に示します。
93	財政上及び金融上の支援	21	7	2				日本政策投資銀行の融資に関し、「『国』はこれらの支援をSPCが受けることができるよう努めるものとする。」となっていますが具体的にご教示下さい。	「国」として支援できる事項がある場合には支援するものとします。
94	SPCが取得する許認可	22	7	3				本事業を実施するSPCが取得する許認可とは具体的に何を想定されていますかご教示ください。	SPCが自らの提案に基づいて行う業務に必要なものを想定しています。
95	資料2 リスク分担 制度関連リスク 法令関連リスク5	No.5						「本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法（維持管理期間）」とありますが、法令の内容によっては、事業所税の適用のように当初は想定がなく、明らかに支出が増え、かつ金額が明確に算出できる場合は、国の負担ということも考慮されて良いと思いませんかでしょうか。	新税の成立等については、税制変更リスクNo.8についての考え方によるものとします。
96	法令変更リスク	No.6						広く一般的に適用される法令とありますが、具体的にどのような法令を示すのかご教示願います。	本事業のみに係る法令以外の、全ての法令を指します。
97	税制変更リスク	No.9						外形標準課税は、「SPCの費用増加が明らかに確定可能であり、SPCの工夫による費用増加の抑制が不可能なもの」と考えてよろしいですか。	外形標準課税は法人税などと同様、事業を行う者一般に適用される税であるため、これによる増加費用は事業者の負担とすることを想定しています。
98	住民等の要望活動	No.12						現時点では「国」の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の反対はないと考えてよろしいですか。また、地域住民向けの事前説明会を開催されていれば、その中で出た地域住民の意見をご教示頂ければと思います。	地域住民向けの事前説明会は開いておりません。
99	環境保全リスク	No.14						「リスク分担表、資料2の社会リスクにおける環境保全の 14において、職員や施設利用者に現在の技術水準（建材・塗料・接着剤、換気・空調設備等）を採用するとの理解で宜しいですか。	ご理解の通りです。
100	電波障害リスク	No.17						「リスク分担表、資料2の社会リスクの第三者賠償の 17において、電波障害除去工事費用の追加費用とありますが、15年間に渡るリスクは大きくなると思われませんが、どのような内容が想定されますか。	SPCで設計・建設した建物に起因する電波障害の補償費は負担していただきますので、入札価格に含めて提案してください。
101	金利変動リスク	No.18						入札説明書で示す基準金利の設定・固定化時期は施設完了時に近づけていただきたいと考えますが、如何でしょうか。	ご意見として賜ります。固定化時期の詳細については入札公告時に示します。
102	物価変動リスク	No.21						「リスク分担表、資料2の経済リスクの物価変動リスクにおける 21維持管理段階の物価変動による対価の改定の判断基準となる「一定水準」は明確にご提示いただけるとの理解で宜しいですか。	入札公告時に示します。
103	物価変動リスク	No.21						「一定水準を越える場合」の「一定水準」とはどの程度を想定されていますでしょうか。	No.102の回答を参照してください。
104	不可抗力リスク	No.27						「SPCが一部を負担する」の「一部」とはどの程度を想定されていますでしょうか。	入札公告時に示します。
105	設計変更リスク	No.32						「国」の指示による設計変更による工事費用等の増加には、SPCの資金調達条件の変更による金融コストも含まれると考えてよろしいですか。	「国」の指示による設計変更によりSPC側の費用が増加する場合には、合理的な範囲で国が当該増加費用を負担することを想定していますが、詳細は入札公告時に示します。
106	用地取得リスク	No.34						設計・工事費等の増加には、SPCの資金調達条件の変更による金融コストも含まれると考えてよろしいですか。	No.105の回答を参照してください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 実施方針に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	カナ	(加)			
107	工事完了の遅延	No.39						埋蔵文化財の処理、土壌汚染の発覚・処理、天災あるいは関連法規制の改定等による工事の遅延は国の帰責事由であるとの理解で宜しいですか。	埋蔵文化財の処理、土壌汚染の発覚・処理、地中埋設物は「国」の責によるものとします。
108	工事費増減	No.42						不可抗力による「工事完了の遅延」「工事費増減」における事業者の負担の考え方をご教示下さい。	入札公告時に示します。
109	工事費増減	No.42						修繕費用の内SPCが負担する部分の割合はどのように考えればよろしいですか。	入札公告時に示します。
110	施設の瑕疵リスク	No.45						この「瑕疵担保」は、本事業の事業契約に新たな期間などの規定が定められるのではなく、現状の法律に規定される範囲となるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。詳細は入札公告時に示します。
111	施設瑕疵リスク	No.45						瑕疵担保期間は何年を予定されていますか。	入札公告時に示します。
112	施設損傷リスク	No.48						「リスク分担表」48の施設の「劣化」に対してとありますが、この「劣化」とは経年劣化は含まれないとの理解でよろしいですか。	No.22の回答を参照してください。
113	維持管理増大リスク	No.52						「リスク分担表」資料2の維持管理費増大リスクの52において「国」の指示以外の要因により維持管理費が増大する場合はどのようなことが想定されますか。	SPCの維持管理業務実施方法によるもの等が想定されます。
114	資料2リスク分担表の「国」の範囲							分担表中「国」と有りますが、ここには北海道開発局は含まれるのでしょうか？	含まれます。
115	SPCの債権譲渡について							本実施方針には、債権譲渡の記載がありませんが、金融機関が融資する際の担保として、SPCの債権を金融機関に譲渡することは承認して頂けるとい前提でよろしいでしょうか？(これが不可の場合、ほとんどの金融機関はプロジェクトファイナンスとして、SPCに融資することが出来ません。)	金融機関等の担保実行の要件、直接協定等の内容等によって「国」は承諾するか否かを決定するものとします。
116	その他							当該事業の予定価格は公表されるのでしょうか。	事業契約締結後の公表を予定しています。